

区分4

遺言書がなく、遺産分割協議書を作成していない場合



準備	書類名	入手先
<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図の写し ※『法定相続情報一覧図の写し』の記載内容に異動がある場合は、異動内容を認できる戸籍謄本などをご提出ください。	法務局
<input type="checkbox"/>	または、被相続人の戸籍謄本等(出生から死亡まで連続のもの)	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	相続人全員の戸籍謄本等 ※被相続人の戸籍謄本等だけでは相続人の確認ができない場合はご提出ください。	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	相続人全員の印鑑証明書（発行日から6ヶ月以内のもの）	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	被相続人の通帳、証書、キャッシュカード等	お客様
<input type="checkbox"/>	実印 (貯金取引では、当組合とお取引のある方はお届け印でお手続きできる書類もあります。)	お客様
<input type="checkbox"/>	当組合所定の相続手続依頼書	当組合支店窓口

※記載の書類の他に、相続手続きの内容により、別途ご提出をお願いする場合がありますので予めご了承ください。